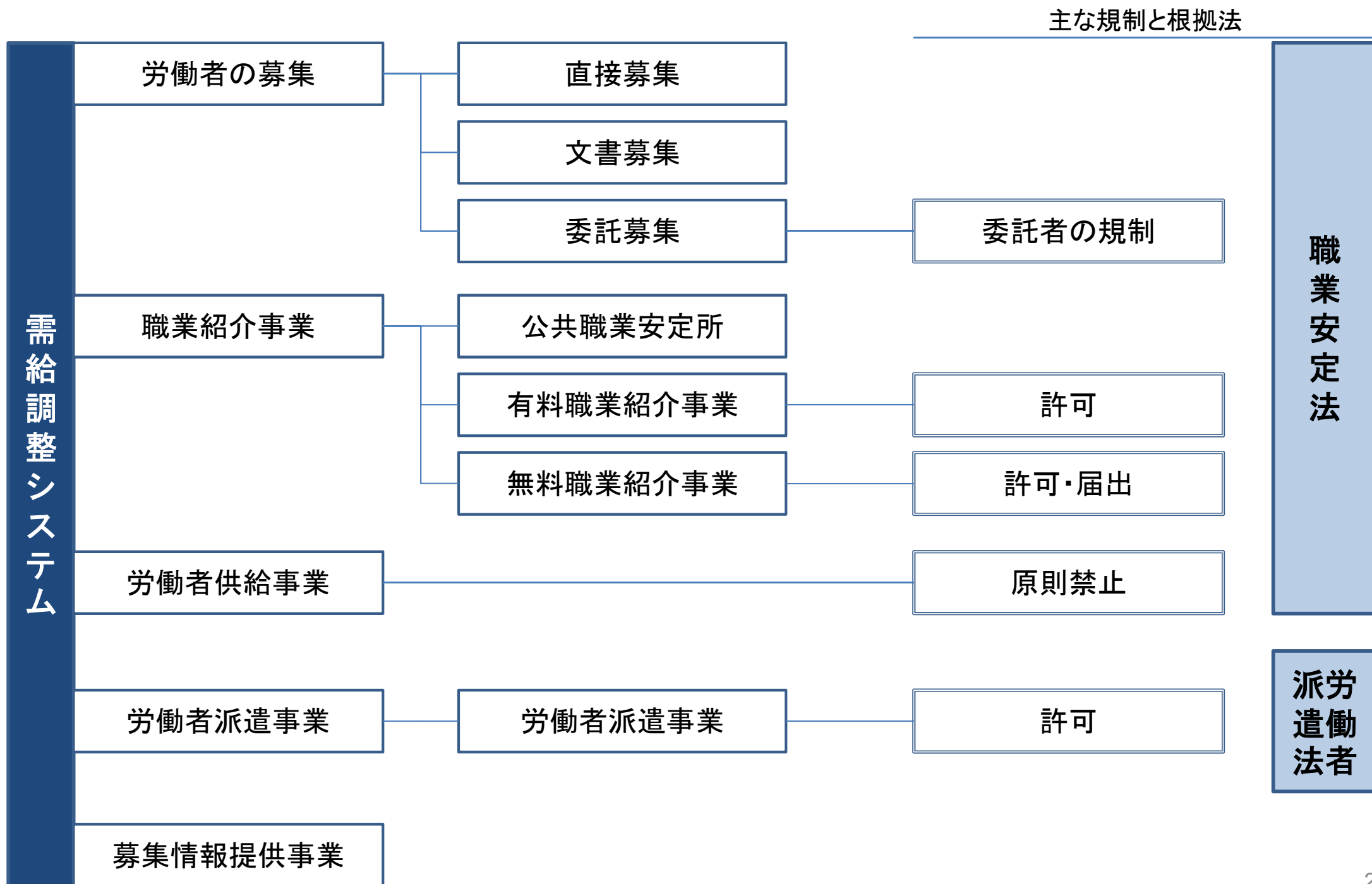


現行制度について

論点②

業態ごとのルール

現行の需給調整システムの全体像



職業紹介事業の欠格事由・許可基準

- ・ 欠格事由に該当する者は、有料・無料職業紹介事業の許可を受けることができない。(法第32条、第33条第4項)
- ・ 許可基準に適合していると認められるときは、許可しなければならない。(法第31条、第33条第4項)

	有料職業紹介事業	無料職業紹介事業
欠格事由 (有料) 法第32条 (無料) 法第33条第4項において 法第32条を準用	① 禁錮以上の刑に処せられ、又は職業安定法違反等により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者 ② 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの ③ 有料・無料職業紹介事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者 ④ 未成年者であつて、その法定代理人が①～③又は⑤のいずれかに該当するもの ⑤ 法人であつて、その役員のうちに①～④のいずれかに該当する者があるもの ※ 有料・無料の両方に共通。	
許可基準 (有料) 法第31条 (無料) 法第33条第4項 において法第31条 を準用	① 当該事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有すること。 ・ 資産の総額から負債の総額を控除した額が、500万円×事業所数以上であること。 ・ 事業資金として現金・預金額が150万円+(事業所数-1)×60万円以上であること。 ② 個人情報適正に管理し、及び求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。 ③ その他、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること。 ・ 職業紹介責任者が適正に選任・配置されていること ・ 職業紹介事業に使用し得る事業所の面積が概ね20㎡以上であること ・ 適法な手数料表等に基づいて手数料を徴収していること 等	無料職業紹介事業についても、概ね有料職業紹介事業の許可基準に準じたものとなっているが、 ・ 営利法人にあつては、本来の営利活動に資する目的で無料職業紹介事業を行うものではないこと ・ 事業所の名称に「無料職業紹介」という文字を入れたものとする 等、無料職業紹介事業特有の基準もある。

労働者派遣事業の欠格事由

- 欠格事由に該当する者は、労働者派遣事業の許可を受けることができない。（法第6条）

	労働者派遣事業
欠格事由 法第6条	① 禁錮以上の刑に処せられ、又は労働者派遣法違反等により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者 ② 健康保険法等の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者 ③ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの ④ 労働者派遣事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者 ⑤ 労働者派遣事業の許可を取り消された者が法人である場合において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの ⑥ 労働者派遣事業の許可の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に労働者派遣事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないもの ⑦ ⑥に規定する期間内に労働者派遣事業の廃止の届出をした者が法人である場合において、⑥の通知の日の前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないもの ⑧ 暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者） ⑨ 未成年者であって、その法定代理人が①～⑧、⑩のいずれかに該当するもの ⑩ 法人であって、その役員のうちに①～⑨のいずれかに該当する者があるもの ⑪ 暴力団員等がその事業活動を支配する者 ⑫ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

労働者派遣事業の許可基準

- 許可基準に適合していると認められるときは、許可しなければならない。（法第7条）

	労働者派遣事業
許可基準 法第7条	① 専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行われるものでないこと。 ② 派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足る能力を有するものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること ○ 派遣労働者のキャリア形成支援制度を有すること ○ 派遣労働者のキャリアアップ措置に関する実施状況等、教育訓練等の情報を管理した資料を労働契約終了後3年間は保存していること ○ 無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の期間の終了のみを理由として解雇できる旨の規定がないこと。また、有期雇用派遣労働者についても、労働者派遣契約終了時に労働契約が継続している派遣労働者については、労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇できる旨の規定がないこと。 ○ 雇用契約期間内に派遣契約が終了した派遣労働者について、次の派遣先を見つけられない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた 場合には、労働基準法第26条に基づく手当を支払う旨の規定があること ○ 派遣労働者に対して、労働安全衛生法第59条に基づき実施が義務付けられている安全衛生教育の実施体制を整備していること ○ 雇用安定措置の義務を免れることを目的とした行為を行っており、労働局から指導され、それを是正していない者ではないこと。 ③ 個人情報を適正に管理し、及び派遣労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。 ④ 事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであること ○ 資産の総額（繰延資産及び営業権を除く。）から負債の総額を控除した額（以下、「基準資産額」という。）が「2,000万円×事業所数」以上、基準資産額が、負債の7分の1以上、現預金「1,500万円×事業所数」以上であること ○ 労働者派遣事業に使用し得る面積がおおむね20㎡以上であること 等 ○ 小規模派遣元事業主については資産要件を軽減（暫定的な配慮措置） ・ 1つの事業所のみを有し、常時雇用している派遣労働者が10人以下である中小企業事業主（基準資産額：1,000万円、現預金額：800万円）（当分の間） ・ 1つの事業所のみを有し、常時雇用している派遣労働者が5人以下である中小企業事業主（基準資産額：500万円、現預金額：400万円）（施行後3年間）

兼業事業者の許可申請の際の添付書類の省略

- ・ 派遣元事業主が職業紹介事業の許可申請を行う場合又は労働者派遣事業の許可申請と同時に職業紹介事業の許可申請を行う場合は、一定の審査・書類の提出を省略することができる。

(省略することができる審査の例) ※申請者が法人である場合

(イ) 代表者、役員、事業所住所等の情報

a 既に労働者派遣事業の許可を取得している場合

代表者(氏名、住所及び賞罰の有無)、役員(氏名、住所及び賞罰の有無)、事業所住所、法人として職業紹介事業を行うこと及び法人の事業年度(以下「事業所情報等」という。)については審査不要とする。

b 労働者派遣事業と同時申請の場合

労働者派遣事業の申請書の内容と同じである場合は、職業紹介事業の事業所情報等の審査は不要とする。

(ロ) 資産に関する情報

a 既に労働者派遣事業の許可を取得している場合

職業紹介事業の資産に関する許可要件は、労働者派遣事業の資産に関する許可要件の範囲内であり、既に労働者派遣事業の許可を得ていることから、審査は不要とする。

b 労働者派遣事業と同時申請の場合

職業紹介事業の資産に関する許可要件は、労働者派遣事業の資産に関する許可要件の範囲内であるため、原則審査は不要とする。

(添付を省略することができる書類の例) ※申請者が法人である場合

(イ) 法人に関する書類

a 定款又は寄附行為

b 法人の登記事項証明書

(ロ) 代表者、役員に関する書類

a 住民票の写し

b 履歴書 等

(ハ) 資産及び資金に関する書類

a 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

b 職業紹介事業に関する資産の内容及びその権利関係を証明する次の書類

c 最近の事業年度における法人税の納税申告書の写し

d 納税証明書

e 最近の事業年度における株主資本等変動計算書

f 所有している資金の額を証明する預貯金の残高証明書及び貸付金残高証明書

個人情報管理について

- 労働者派遣事業と職業紹介事業を兼業する場合については、個人情報は別個に管理しなければならない

	職業紹介事業	労働者派遣事業
法の規定 (職業紹介事業) 職業安定法第5条の4 (労働者派遣事業) 労働者派遣法第24条の3	(求職者等の個人情報の取扱い) 公共職業安定所等は、それぞれ、その業務に関し、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者の個人情報(以下この条において「求職者等の個人情報」という。)を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。	(個人情報の取扱い) 派遣元事業主は、労働者派遣に関し、労働者の個人情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務(紹介予定派遣をする場合における職業紹介を含む。次条において同じ。)の目的の達成に必要な範囲内で労働者の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。
許可基準	(a) 労働者の希望に基づき個別の申込みがある場合を除き、同一の者について労働者派遣に係る登録と求職の申込みを重複して行わず、かつ、相互に入れ換えないこと。 (b) 派遣の依頼者又は求人者の希望に基づき個別の申込みがある場合を除き、派遣の依頼と求人者の申込みを重複して行わず、かつ、相互に入れ換えないこと。 (c) 派遣労働者に係る個人情報と求職者に係る個人情報が別に管理されること。 (d) 派遣先に係る情報と求人者に係る情報が別に管理されること。 (e) 労働者派遣の登録のみをしている派遣労働者に対して職業紹介を行わないこと。また、求職申込みのみをしている求職者について労働者派遣を行わないこと。 (f) 派遣の依頼のみをしている者に対して職業紹介を行わないこと。また、求人申込みのみをしている求人者に対して労働者派遣を行わないこと。	a 労働者の希望に基づき個別の申込みがある場合を除き、同一の者について労働者派遣に係る登録と求職の申込みの受付を重複して行わず、かつ、相互に入れ換えないこと。 b 派遣の依頼者又は求人者の希望に基づき個別の申込みがある場合を除き、派遣の依頼と求人者の申込みを重複して行わず、かつ、相互に入れ換えないこと。 c 派遣労働者に係る個人情報と求職者に係る個人情報が別個に作成され別個に管理されること。 d 派遣の依頼者に係る情報と求人者に係る情報が別個に管理されること。 e 労働者派遣の登録のみをしている派遣労働者に対して職業紹介を行わないこと、かつ、求職申込みのみをしている求職者について労働者派遣を行わないこと。 f 派遣の依頼のみを行っている者に対して職業紹介を行わないこと、かつ、求人申込みのみをしている求人者について労働者派遣を行わないこと。 g 紹介予定派遣を行う場合を除き、求職者に対して職業紹介する手段として労働者派遣をするものではないこと。